

単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽への転換（入替え）のお願い

トイレの排水だけを処理する「**単独処理浄化槽**」では、**生活雑排水（台所、洗濯、お風呂などの排水）は、処理されません。**

これらの**生活雑排水は、生活排水全体のうち、水質汚濁の原因となる汚れの70%以上**を占めるといわれています。

浄化槽法の規定により、**単独処理浄化槽を使用している方は、合併処理浄化槽への転換（入替え）に努めることとされています。**

合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽と比べて、河川の水質に与える影響を約8分の1に減らすことができます。

現在、単独処理浄化槽をお使いの皆様におかれましては、合併処理浄化槽への転換（入替え）に、御理解・御協力をお願いいたします。

遠野市では、個人住宅への合併処理浄化槽の設置に係る経費の一部を補助していますので、ぜひご活用ください。



ご相談・お問い合わせは…

遠野市環境整備部

上下水道課 下水道係

☎ (0198) 62-2111(代表)

内線 576、577

